

おい町 こども計画



令和8年度 >>>>>> 令和11年度

きらきら輝く海と山 こども・若者の幸せはぐくみ
みんなの笑顔があふれるまち おおい



令和8年3月
おい町



はじめに

きらきら輝く海と山

こども・若者の幸せはぐくみ

みんなの笑顔があふれるまち おおい



本町では、これまで「おおい町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育て応援日本一」を目指し、様々な取り組みを進めてまいりました。妊娠・出産に係る各種助成や保育料等の無償化、18歳までの医療費助成の実施、進学に関するサポートなど切れ目のない支援となるよう必要な施策を講じてきました。しかしながら、社会構造の変化に伴う少子化や人口減少の進行、町外への若者の流出などにより、こども・若者を取り巻く環境もますます変化していく状況にあることから、本町では、子育て世帯にとどまらず、こどもや若者を中心とした施策の推進が必要不可欠となっています。

こうした中、国においては「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定により、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、幸福な状態で成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本町におきましても、こどもや若者一人ひとりの権利を尊重し、誰一人取り残すことのない支援を総合的に推進するため、「おおい町こども計画」を策定いたしました。

本計画では、「きらきら輝く海と山 こども・若者の幸せはぐくみ みんなの笑顔があふれるまち おおい」を基本理念に掲げ、『こどもまんなか社会』の実現に向けた支援、「こども・若者の健やかな育ちを支え、夢や希望を叶えるための支援」、「誰一人取り残さないための支援」の3つの基本目標のもと、施策を体系的に展開してまいります。

また、本計画の策定にあたっては、アンケート調査やワークショップを通じて、こども・若者の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。これらの声をしっかりと受け止めるとともに、今後も様々な機会を通じてご意見を聴きながら、地域の皆様とともに、よりよいおおい町の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきましたこども・若者・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップにご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。今後とも、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

おおい町長 中塚 寛

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題	3
1. 統計からみる現状	3
2. アンケート・ワークショップ調査結果からみる状況	11
3. 現状からみえる本町のこども・若者を取り巻く課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	25
3. 施策体系	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた支援	27
基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを支え、夢や希望を叶えるための支援	29
基本目標3 誰一人取り残さないための支援	32
第5章 計画の推進に向けて	35
1. 庁内関係課や関係機関との連携	35
2. 計画の進行管理	35
3. こども・若者の意見聴取	35
資料編	36
1. 計画の策定経過	36
2. おおい町こども・若者・子育て会議設置要綱	37

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」や「こども・子育て支援法」をはじめとした各種法整備に基づき、これまで施策制度が進められてきました。これらの制度を踏まえ、様々な子育て支援の充実や保育の受け皿の整備が行われてきましたが、少子化の進行には歯止めがかかっていない状況です。

こうした中、国においては、すべてのこども・若者が、等しくその権利の擁護が図られ、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」が施行されました。また、令和5年12月には、「こども大綱」が策定されたほか、切れ目ない子育て支援の充実と、共働き・共育ての推進を図る「こども未来戦略」が閣議決定されました。

おい町（以下、「本町」という。）においては、こどもの健やかな成長とこどもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、令和7年3月に「第3期おい町こども・子育て支援事業計画」を策定しました。

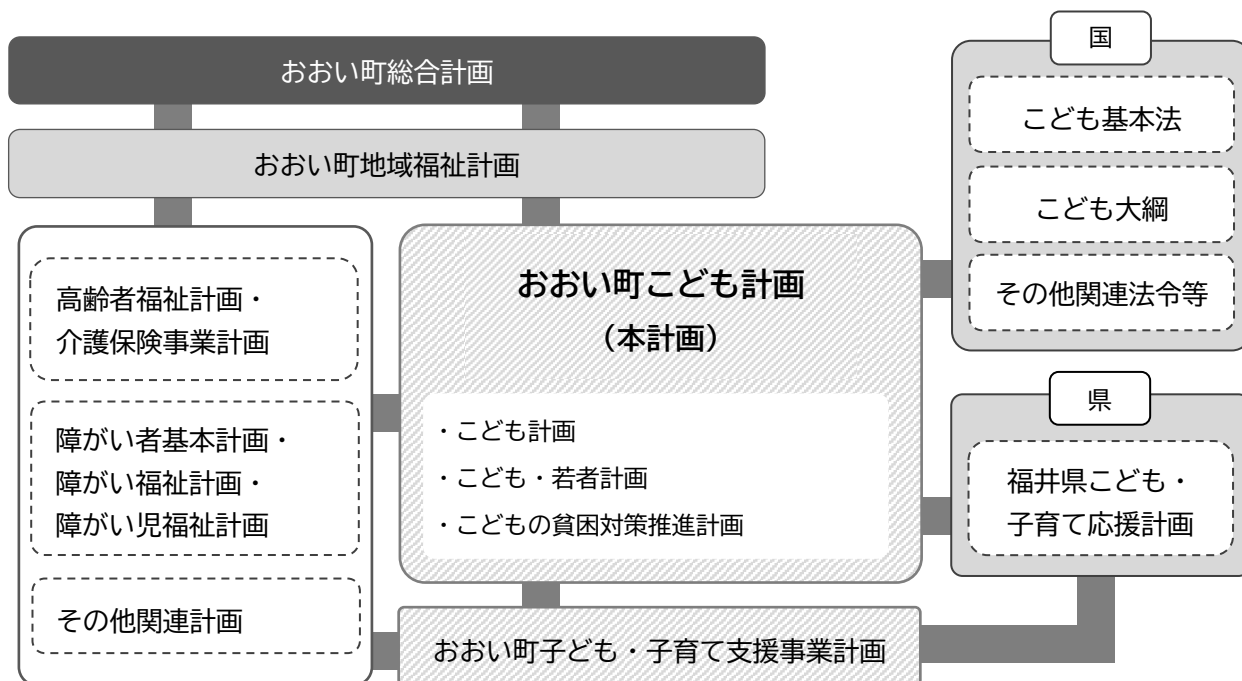
このたび、本町における「こどもまんなか社会」の実現を強力に推し進めるべく、国の「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こどもや若者を権利の主体として認識するとともに、その視点に立ち、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、その権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための総合的な計画として、「おい町こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定するものとします。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「こども・若者計画」「こどもの貧困対策推進計画」を含めた一体的な計画として策定します。また、本計画は、町の最上位計画である「おい町総合計画」、その他各関連計画等との整合を図りながら、施策を展開します。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間と最終年度を合わせることから、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	第3期子ども・子育て支援事業計画				次期計画
	こども計画 (本計画)				

4. 計画の対象

本計画では、こども・若者やその保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。また、「若者」については、その対象を思春期から青年期（概ね18歳から30歳未満まで）としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

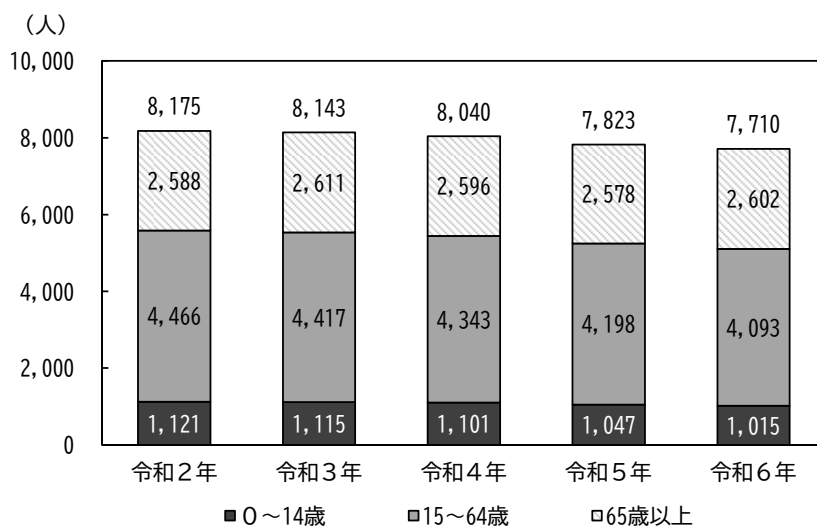
1. 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口の推移をみると、年々減少しています。

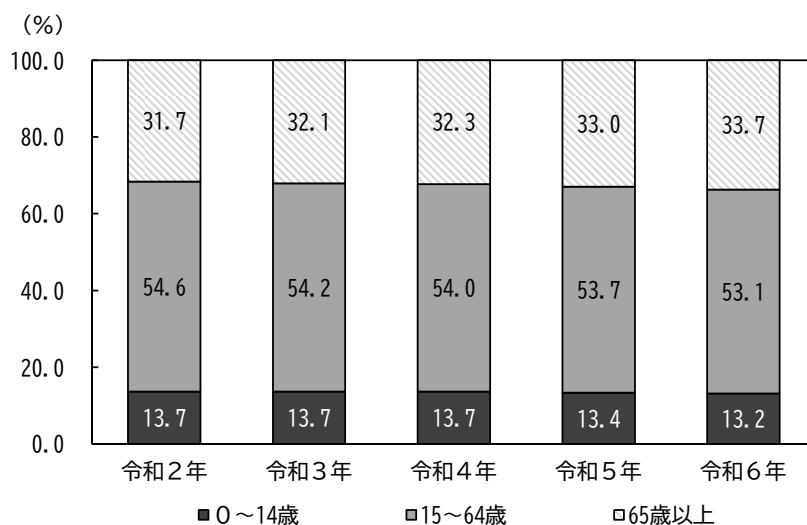
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少しており、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

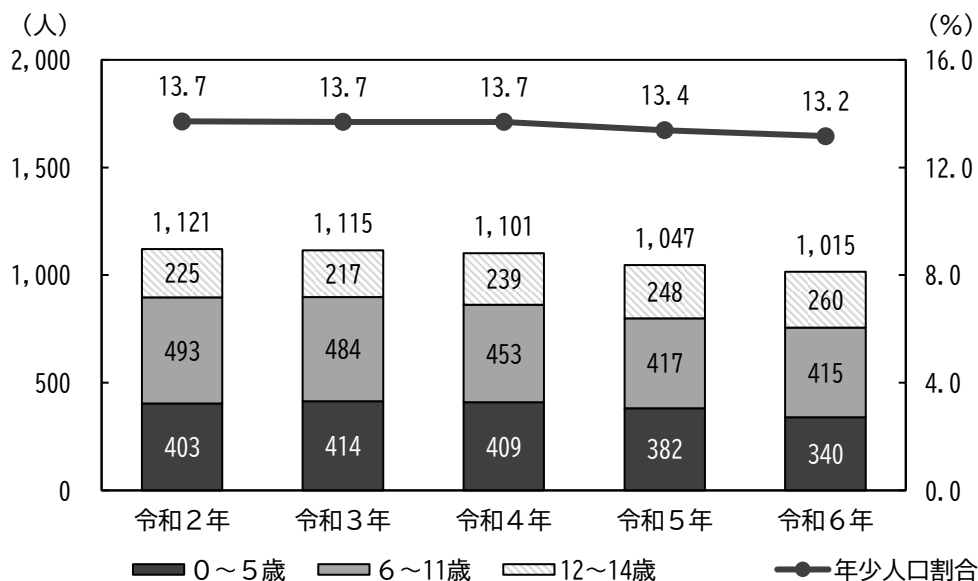
■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

年少人口の推移をみると、0～5歳、6～11歳は減少傾向となっていますが、12～14歳は令和3年から令和6年にかけて増加しています。

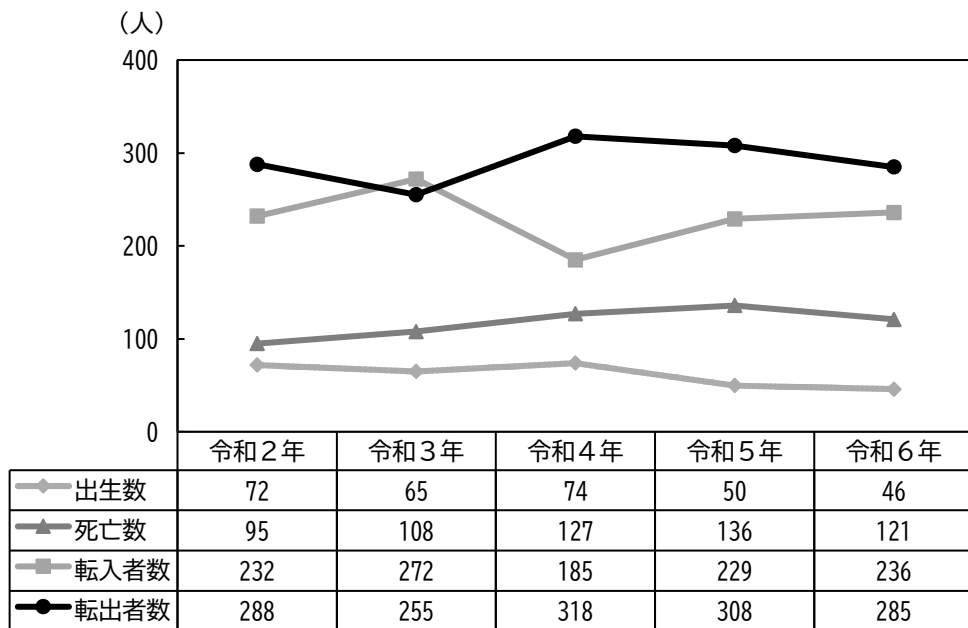
■年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態の推移をみると、令和3年を除き、転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。

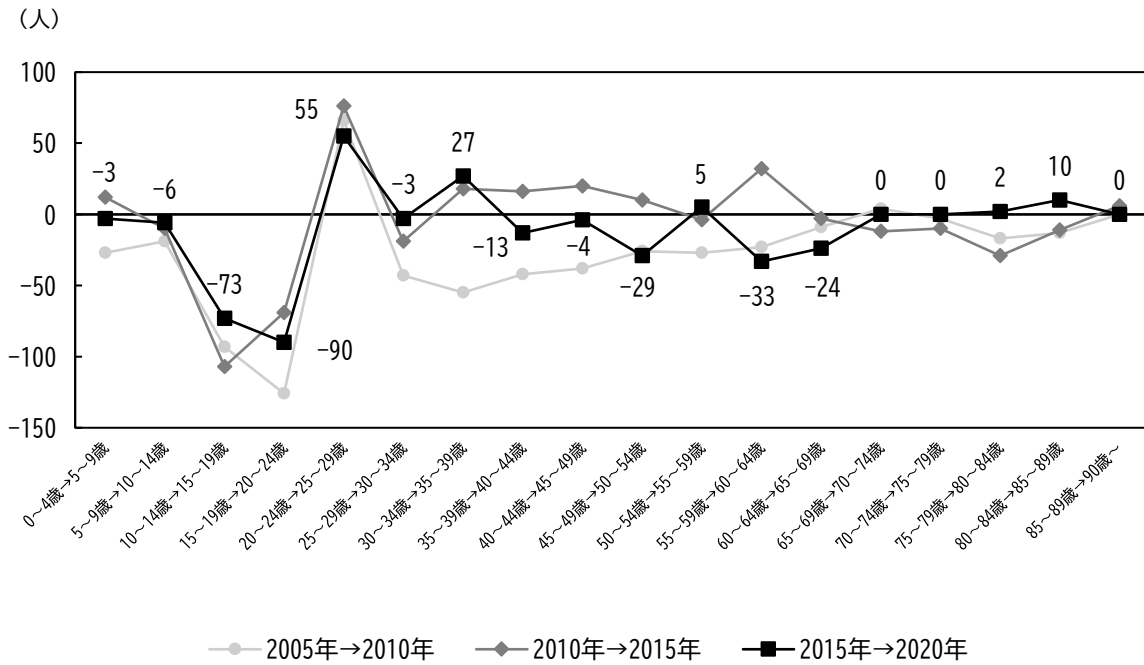
■人口動態の推移



資料：福井県の推計人口

年齢階級別純移動数をみると、10～14歳→15～19歳、15～19歳→20～24歳では大学進学・就職に伴う転出超過がみられるものの、転出超過幅は縮小傾向となっています。また、20～24歳→25～29歳では転入超過が続いています。

■年齢階級別純移動数の推移

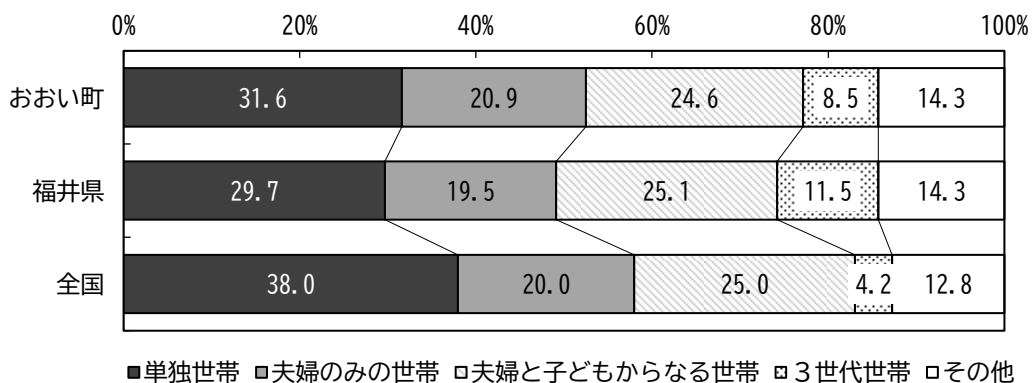


資料：地域経済分析システム※（RESAS：リーサス）

※地域の実情把握のための国のオープンデータプラットフォーム

世帯構造をみると、本町は全国と比較して、単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。福井県と比較すると、単独世帯の割合がやや高く、3世代世帯の割合が低くなっています。

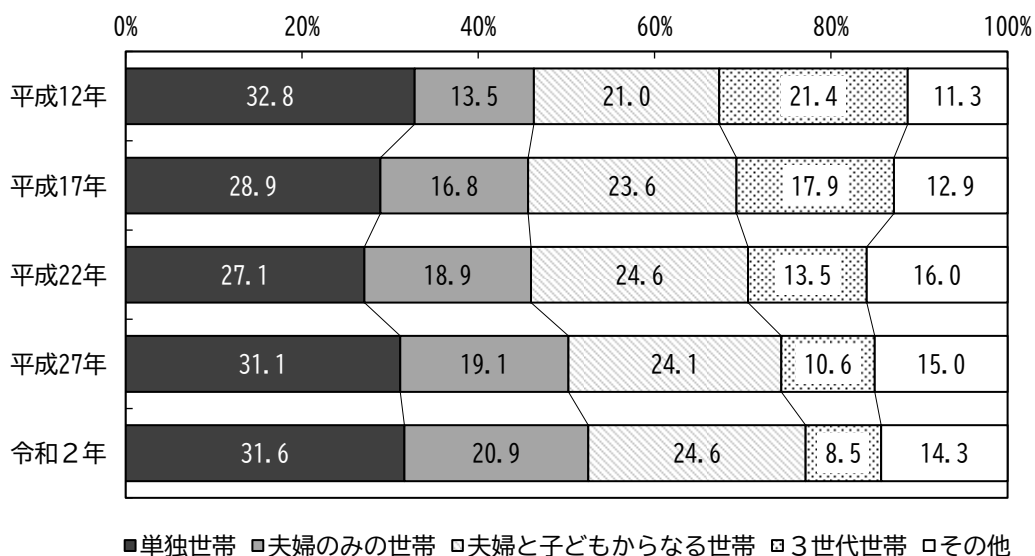
■世帯構造の状況の全国・福井県比較（令和2年）



資料：国勢調査

世帯構造の推移をみると、令和2年は平成12年と比較して、3世代世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯が増加しています。

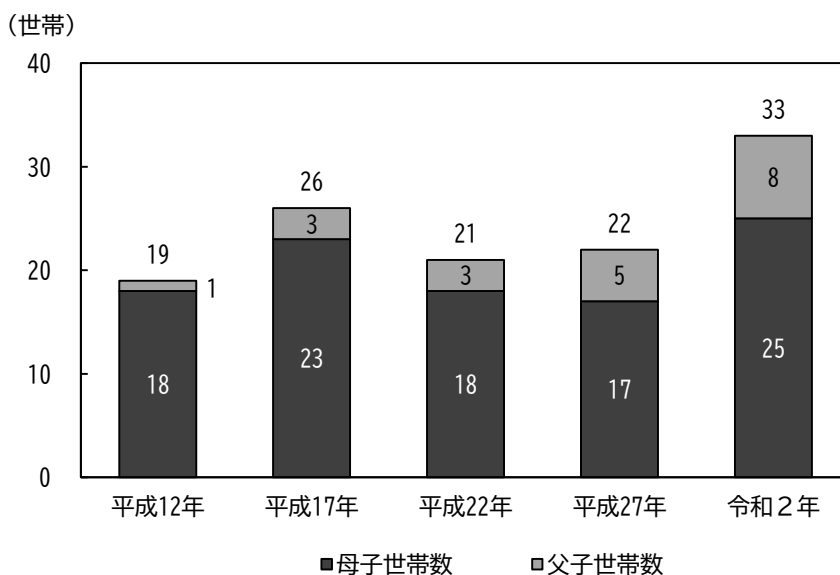
■世帯構造の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は増減を繰り返しながら推移し、父子世帯数は増加傾向となっています。また、平成12年と令和2年のひとり親世帯数を比較すると、総数は約1.7倍となっています。

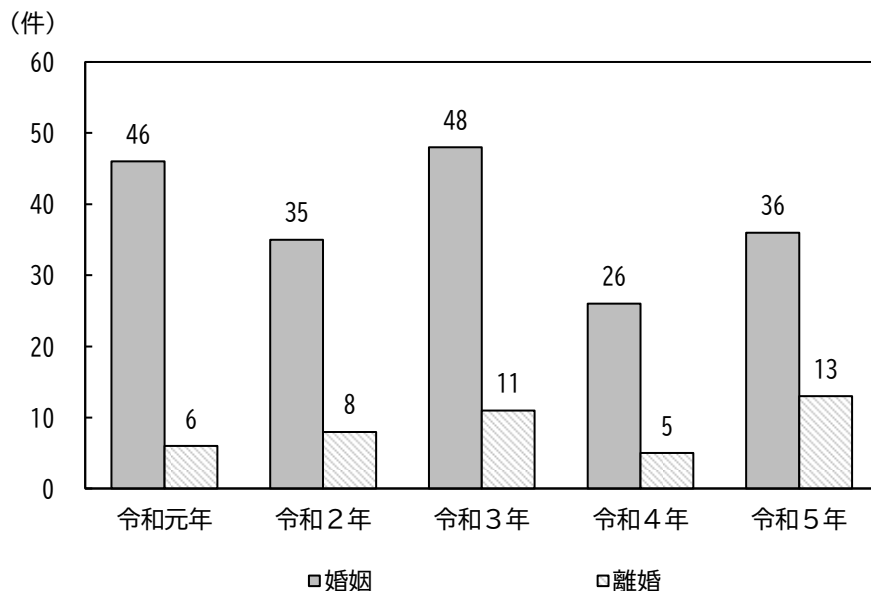
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は、令和元年から令和3年にかけては30～40件台で推移し、令和4年に26件まで減少しましたが、令和5年は36件と増加しています。離婚件数は10件前後で推移しています。

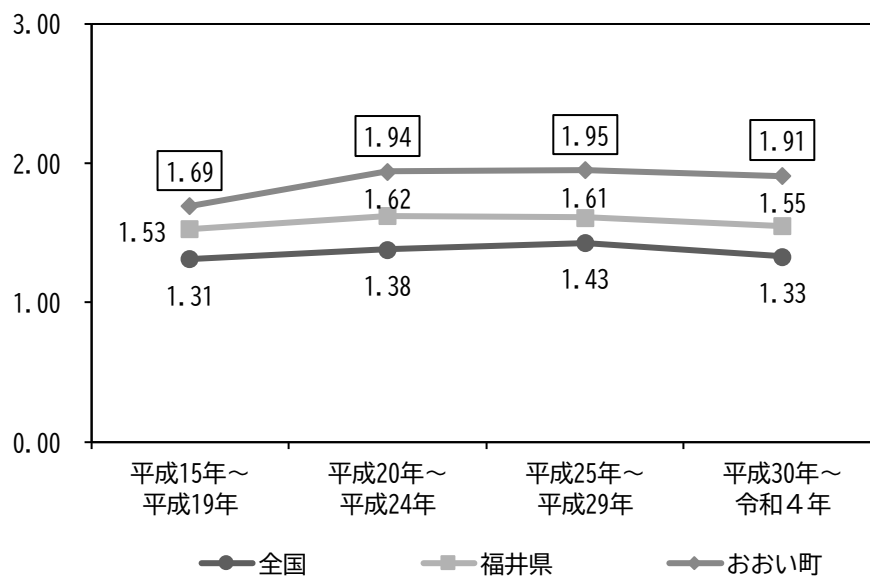
■婚姻・離婚件数の推移



資料：福井県統計年鑑

合計特殊出生率の推移をみると、本町は近年1.9台を推移しており、全国・福井県より高い水準で推移しています。

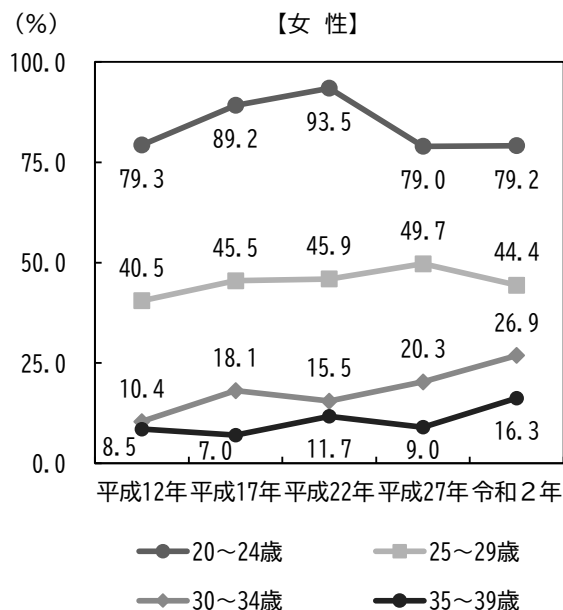
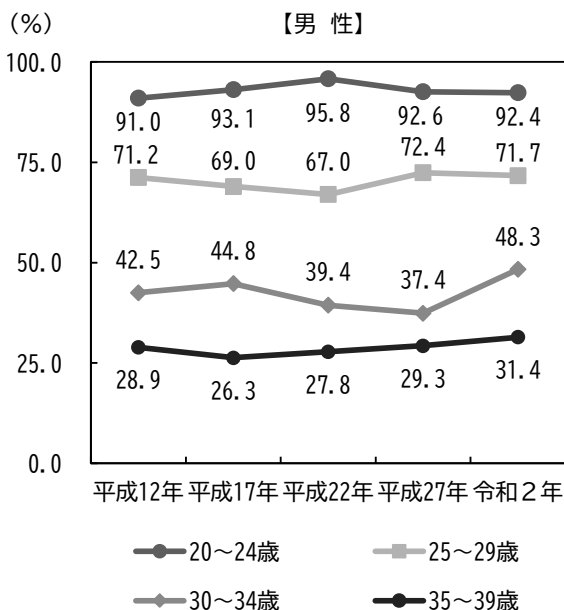
■合計特殊出生率の推移と全国・福井県比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

未婚率の推移をみると、男女ともに30～34歳、35～39歳における未婚率が平成12年以降で最も高くなっています。

■未婚率の推移

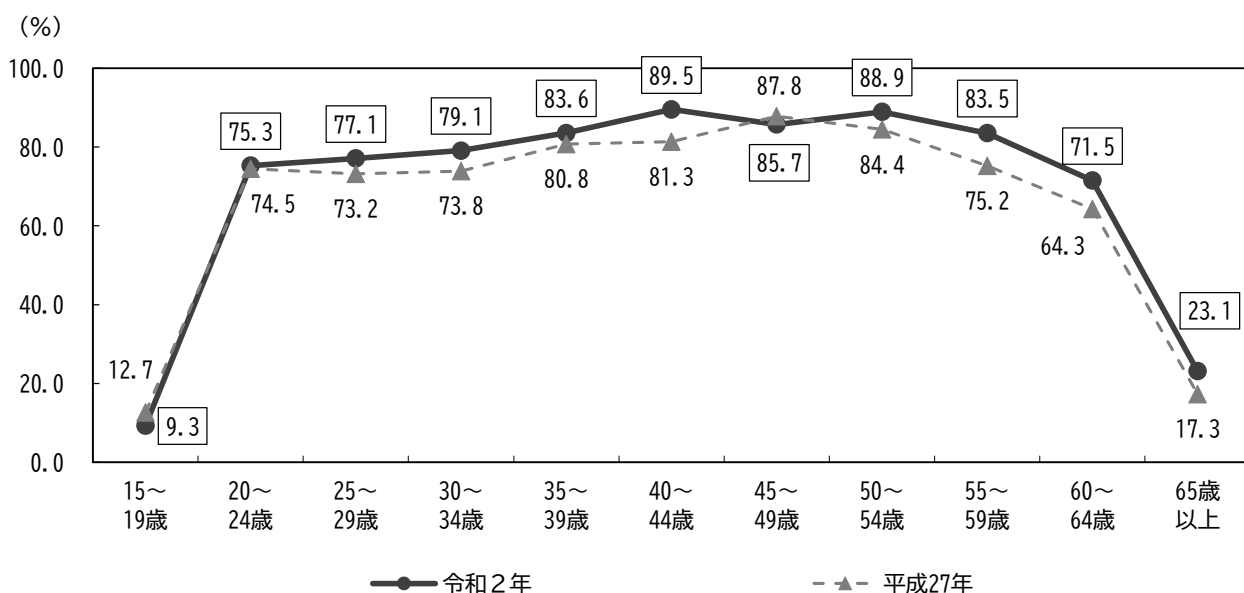


資料：国勢調査

(2) 就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、平成27年と比較して、令和2年では15～19歳、45～49歳を除いてすべての年齢区分で就業率が上昇しています。

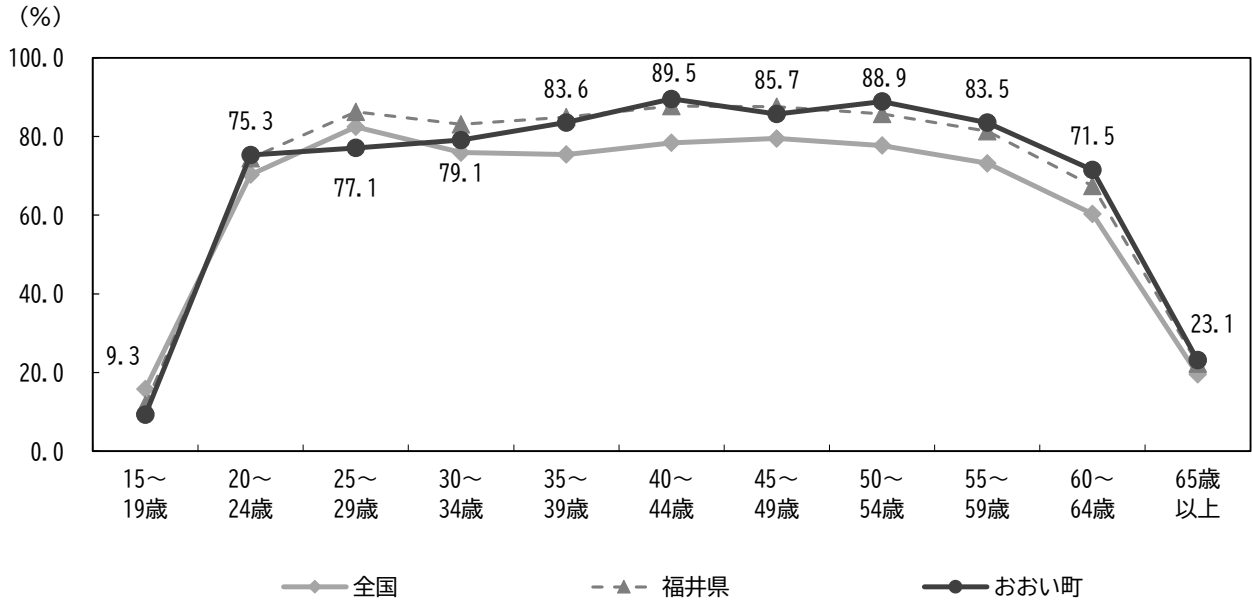
■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率の全国・福井県比較をみると、全国との比較では15～19歳、25～29歳を除いて本町の実業率が高くなっています。また、福井県との比較では20～24歳、40～44歳、50歳以上で本町の実業率が高くなっています。

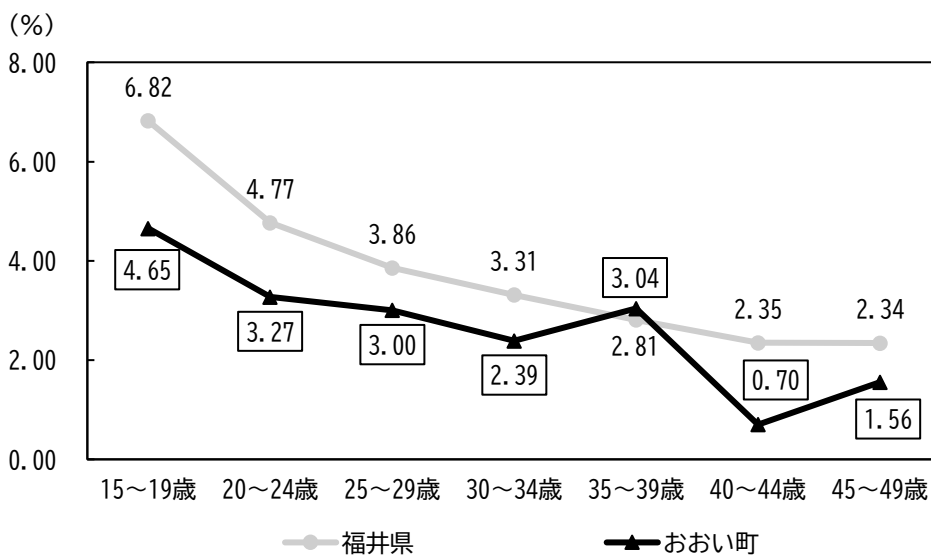
■女性の年齢別就業率の全国・福井県比較（令和2年）



資料：国勢調査

完全失業率を福井県と比較すると、30代後半を除くすべての年齢層で福井県より低くなっています。

■年齢別完全失業率の福井県比較（令和2年）

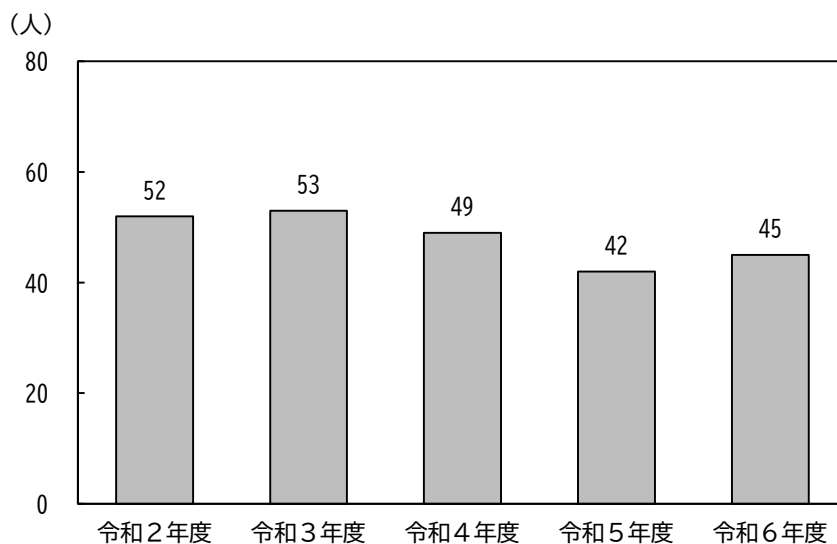


資料：国勢調査

(3) 支援が必要なこどもの状況

就学援助受給者数は令和3年度をピークに減少傾向となっており、令和4年度以降は40人台となっています。

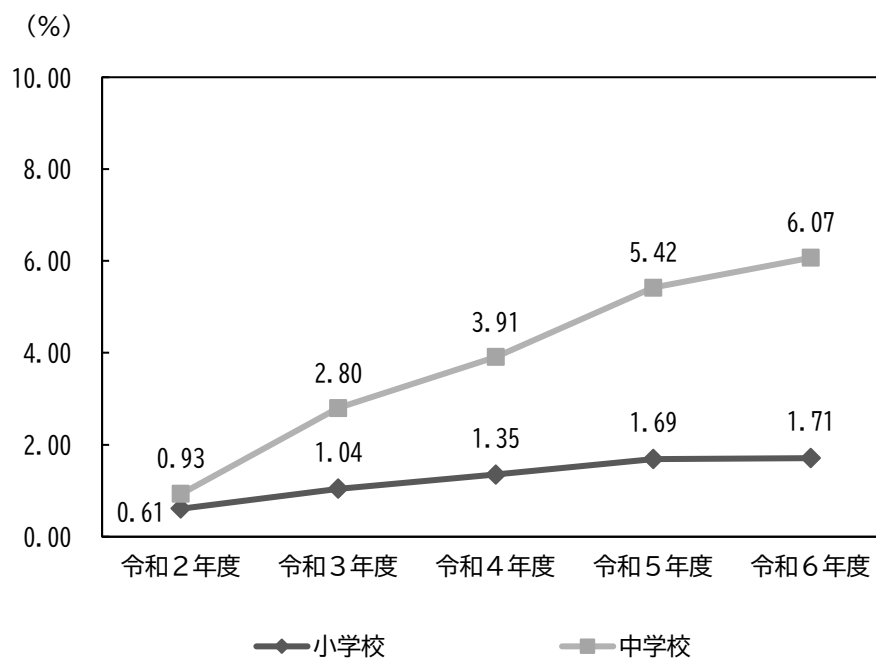
■就学援助受給者数



資料：就学援助実施状況調査

不登校児童・生徒の割合をみると、小学校・中学校ともに上昇傾向となっており、特に中学校でその傾向が強くなっています。

■不登校児童・生徒の割合



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2. アンケート・ワークショップ調査結果からみる状況

(1) アンケート調査実施概要

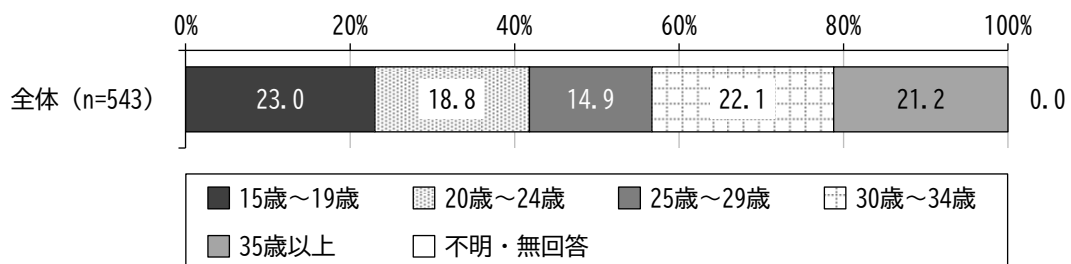
本計画の策定にあたり、こども・若者を対象とし、現状や意見等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。概要は下記のとおりです。

	こども・若者調査	小・中学生調査	生活状況調査（県調査）
調査対象者	町内在住の 高校生世代～若者世代 (15～39歳)	町内の小・中学校に 通学する小学4～6年生 及び中学1～3年生の 児童・生徒	県内在住の小学5年生・ 中学2年生の児童生徒及び 保護者
調査期間	令和7年7月16日(水)～ 7月31日(木)	令和7年9月24日(水)～ 10月10日(金)	令和6年7月1日(月)～ 8月30日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収及び WEB回答	学校配付・学校回収	郵送配布・ WEB回答
配布数	1,740件	—	—
有効回収数 (有効回収率)	543件(31.2%)	406件	18件(おい町内在住者)

(2) こども・若者調査結果（抜粋）

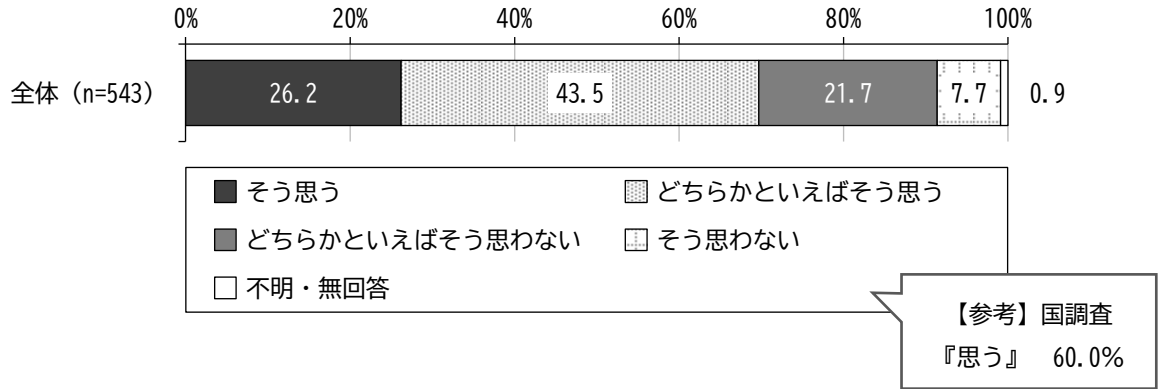
① 回答者の年齢

「15歳～19歳」が23.0%と最も高く、次いで「30歳～34歳」が22.1%、「35歳以上」が21.2%となっています。



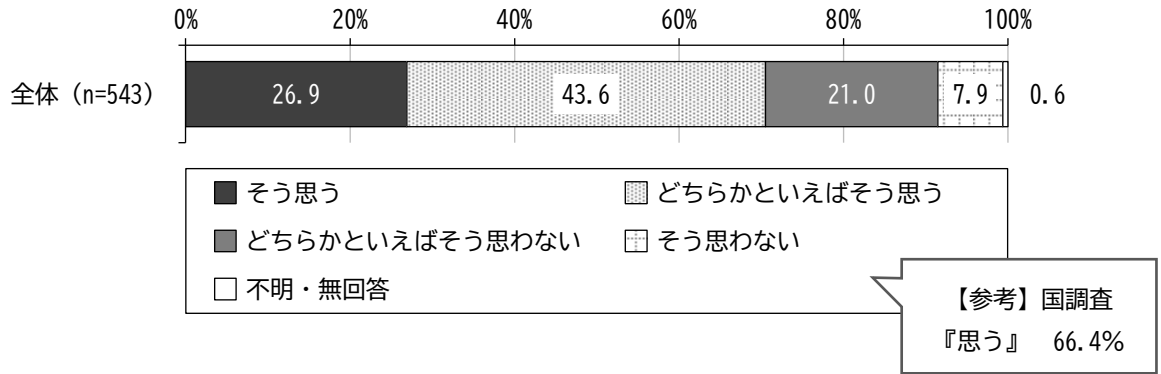
② 今の自分が好きだと思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が69.7%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が29.4%となっています。



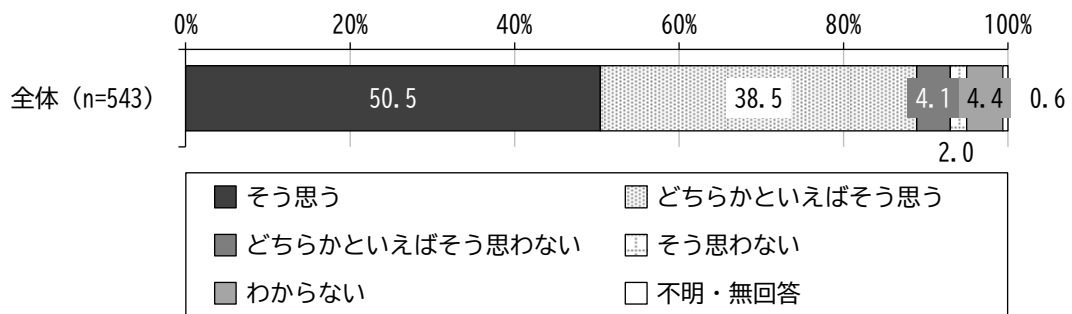
③ 自分の将来に明るい希望があると思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が70.5%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が28.9%となっています。



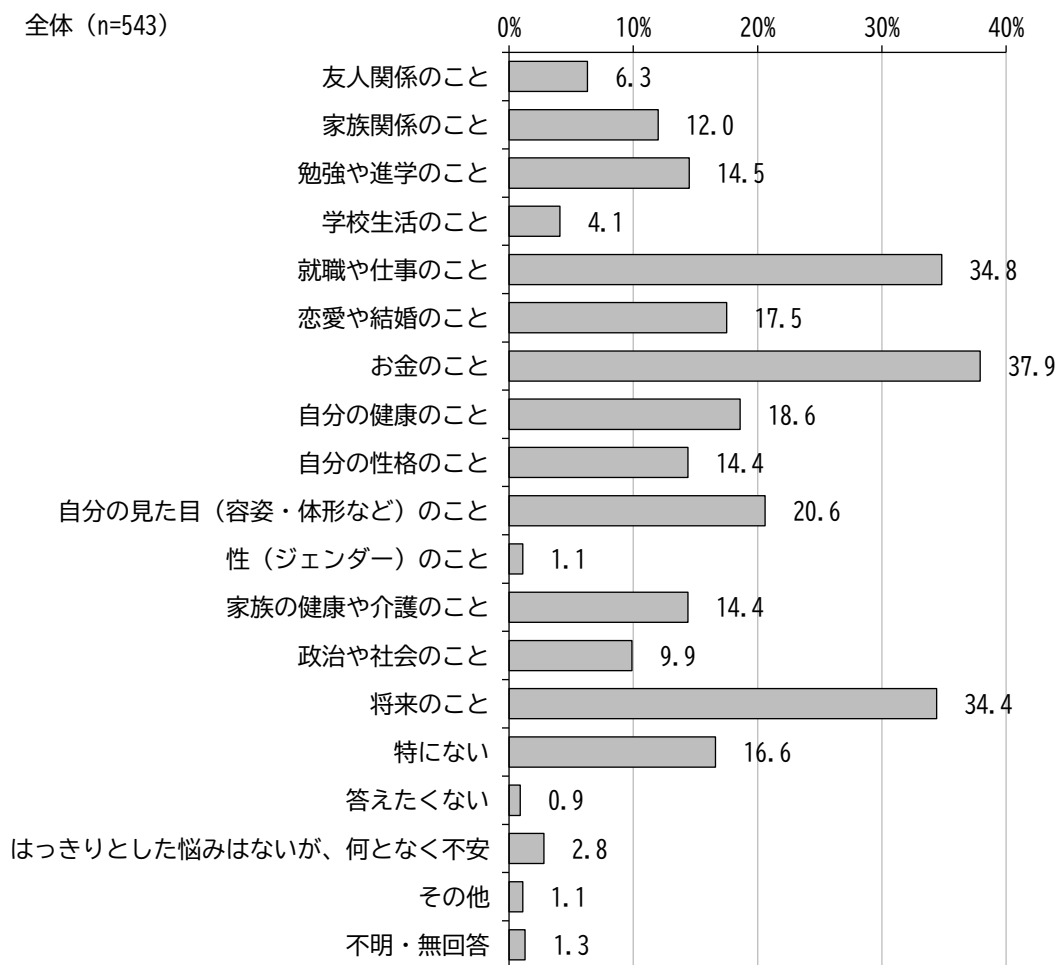
④ 自分が幸せだと思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が89.0%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が6.1%となっています。



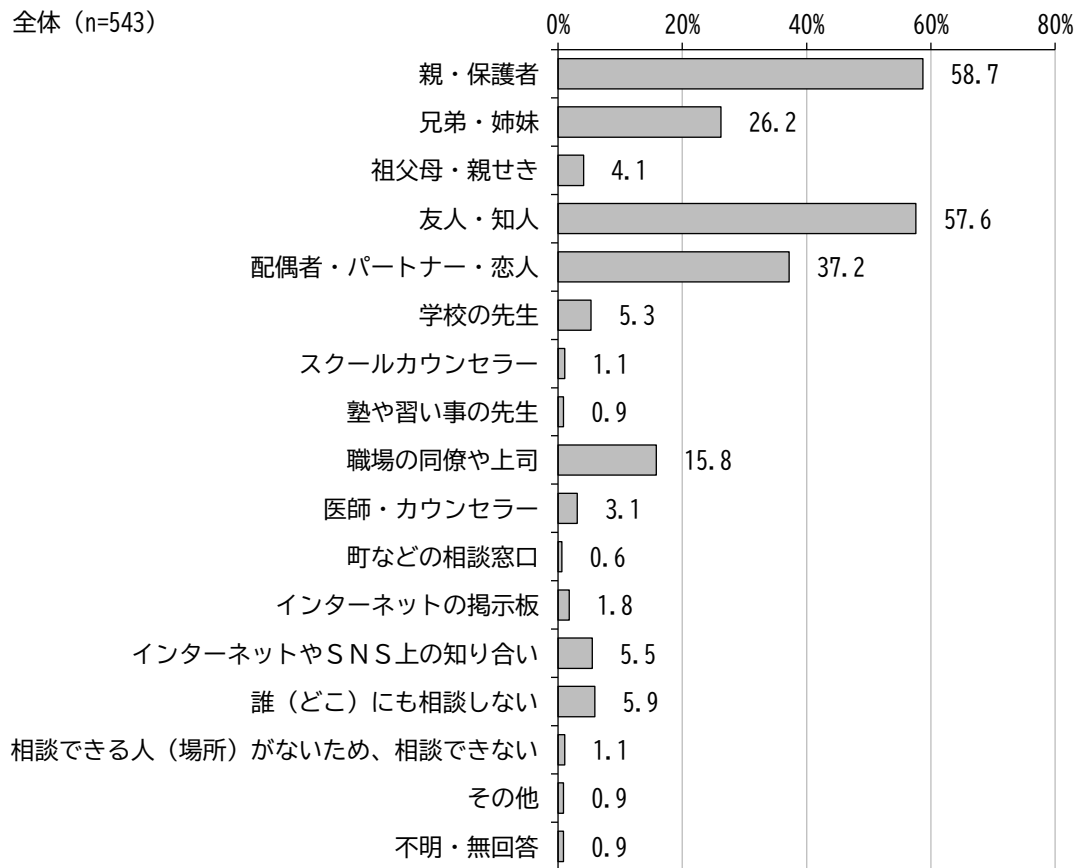
⑤ 現在困っていることや悩んでいること

「お金のこと」が37.9%と最も高く、次いで「就職や仕事のこと」が34.8%、「将来のこと」が34.4%となっています。



⑥ 悩みの相談先

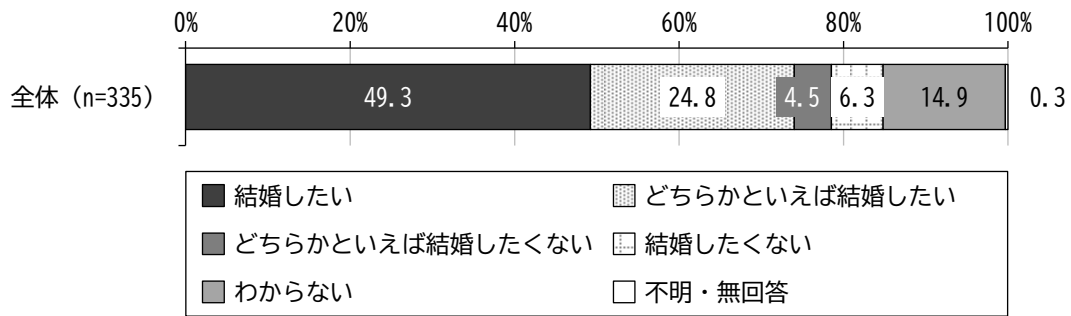
「親・保護者」が58.7%と最も高く、次いで「友人・知人」が57.6%、「配偶者・パートナー・恋人」が37.2%となっています。また、「誰（どこ）にも相談しない」が5.9%、「相談できる人（場所）がないため、相談できない」が1.1%となっています。



【現在結婚していない人】

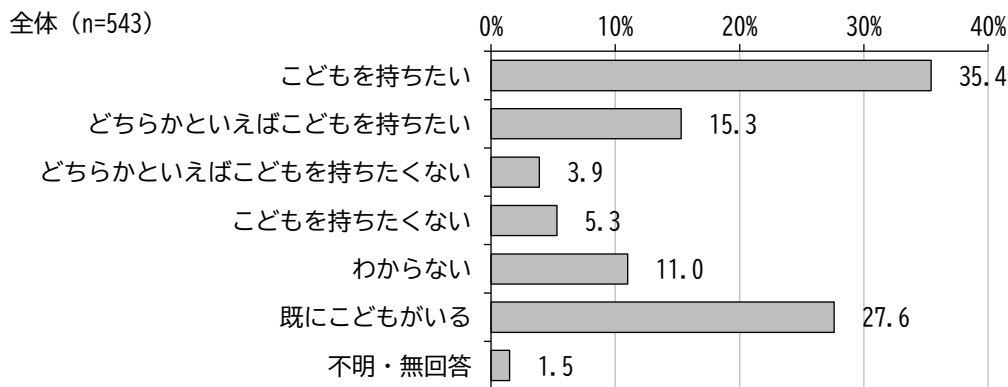
⑦ 将来、結婚したいと思うか

『結婚したい』（「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の合計）が 74.1%、『結婚したくない』（「結婚したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」の合計）が 10.8%となっています。



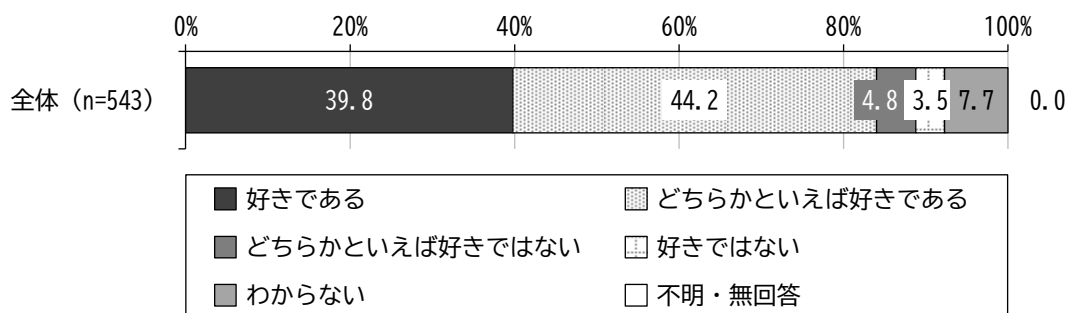
⑧ 将来、子どもを持ちたいと思うか

「子どもを持ちたい」が 35.4%と最も高く、次いで「既に子どもがいる」が 27.6%、「どちらかといえば子どもを持ちたい」が 15.3%となっています。



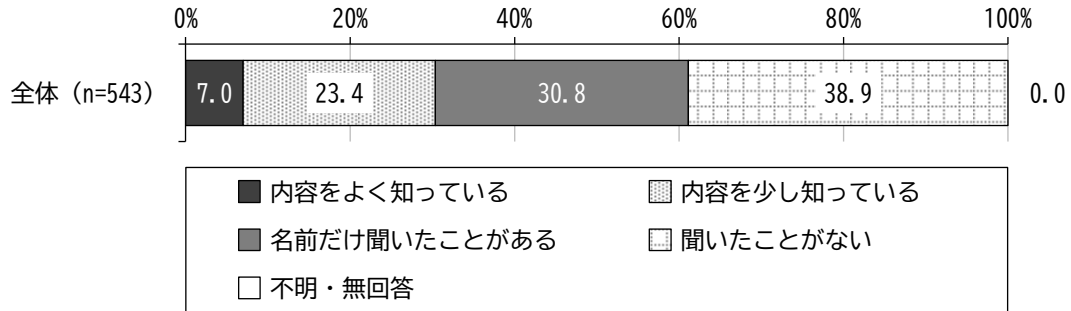
⑨ おおい町が好きか

『好きである』（「好きである」と「どちらかといえば好きである」の合計）が 84.0%となっています。



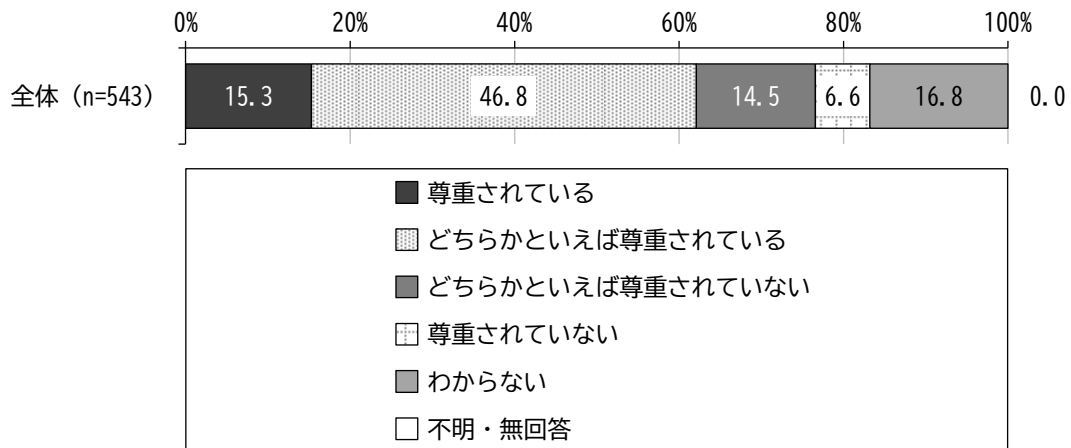
⑩ 「子どもの権利条約」について知っているか

「聞いたことがない」が38.9%と最も高く、次いで「名前だけ聞いたことがある」が30.8%、「内容を少し知っている」が23.4%となっています。



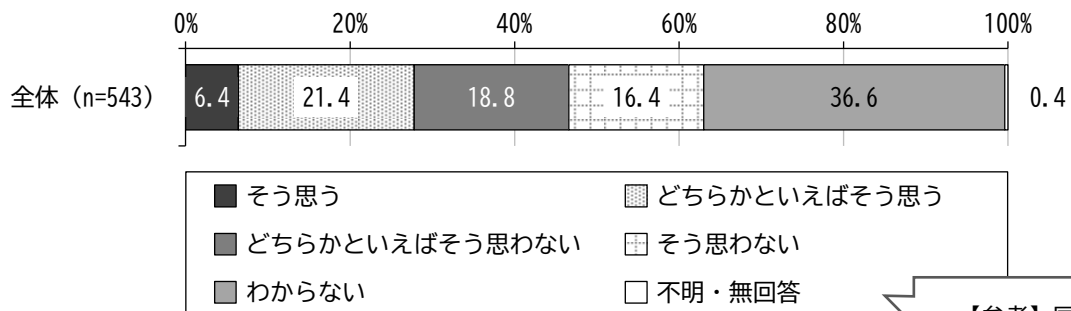
⑪ 「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うか

『尊重されている』（「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」の合計）が62.1%、『尊重されていない』（「尊重されていない」と「どちらかといえば尊重されていない」の合計）が21.1%となっています。



⑫ こども政策に関して行政に自分の意見が聴いてもらえていると思うか

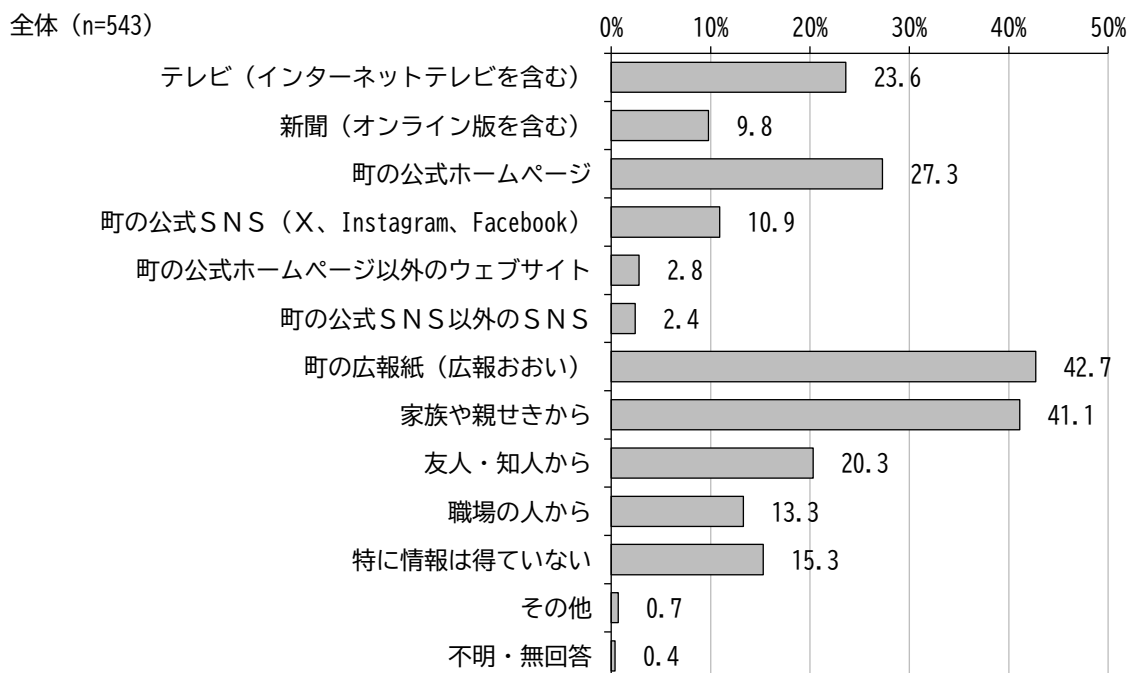
『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が27.8%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が35.2%となっています。



【参考】国調査
『思う』 20.3%

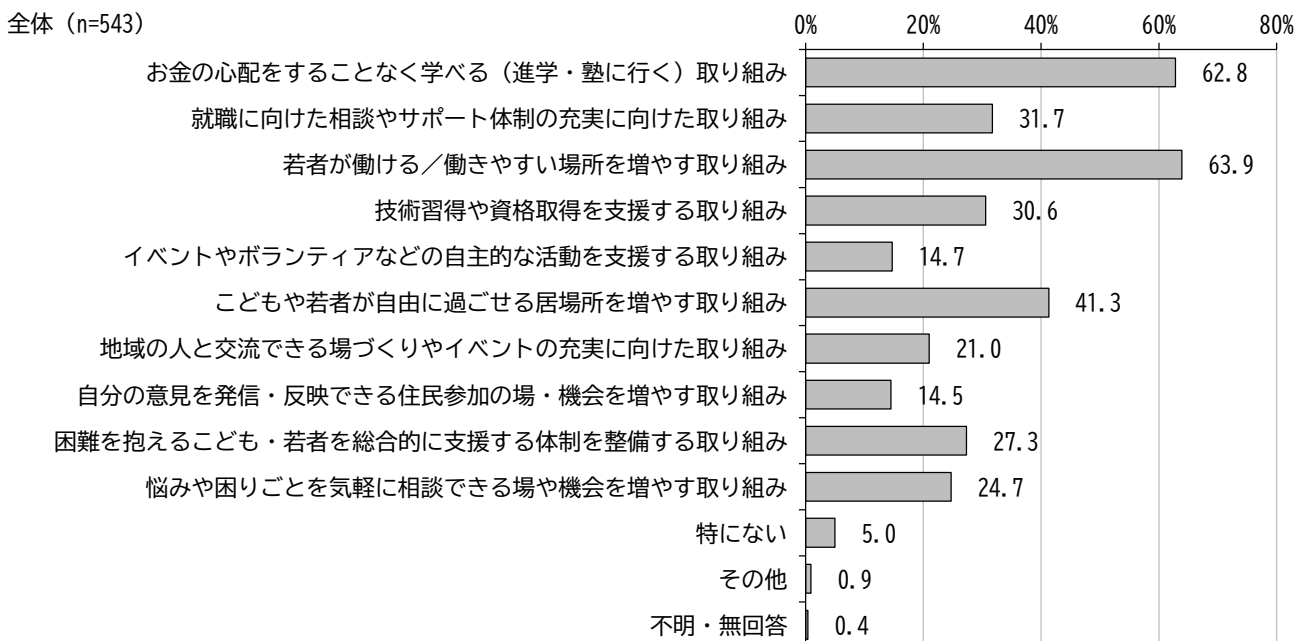
⑬ おおい町の制度や取り組みなどについて情報を得ている媒体

「町の広報紙（広報おおい）」が42.7%と最も高く、次いで「家族や親せきから」が41.1%、「町の公式ホームページ」が27.3%となっています。



⑭ こども・若者のために、おおい町に必要な取り組み

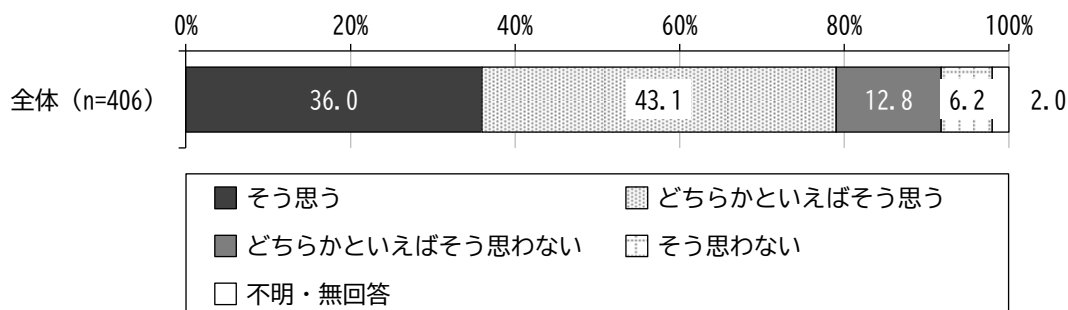
「若者が働ける／働きやすい場所を増やす取り組み」が63.9%と最も高く、次いで「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）取り組み」が62.8%、「こどもや若者が自由に過ごせる居場所を増やす取り組み」が41.3%となっています。



(3) 小・中学生調査結果（抜粋）

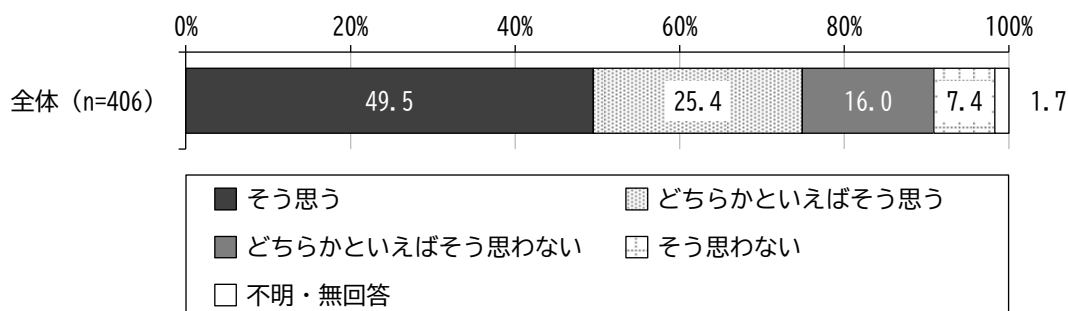
① 今の自分が好きだと思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が 79.1%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が 19.0%となっています。



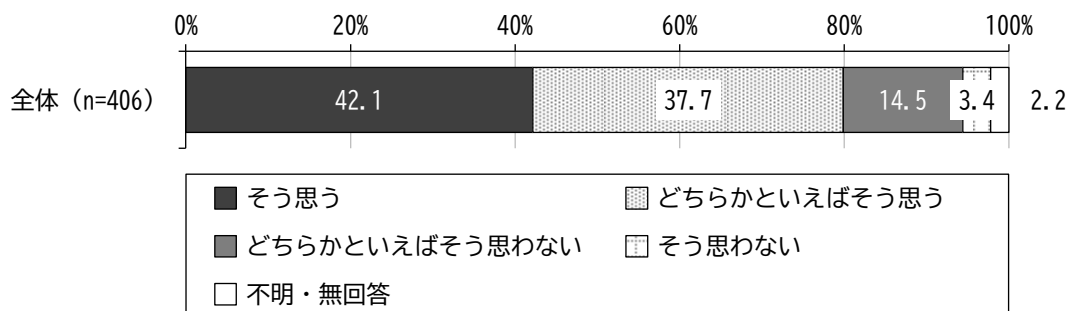
② 将来の夢や目標があるか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が 74.9%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が 23.4%となっています。



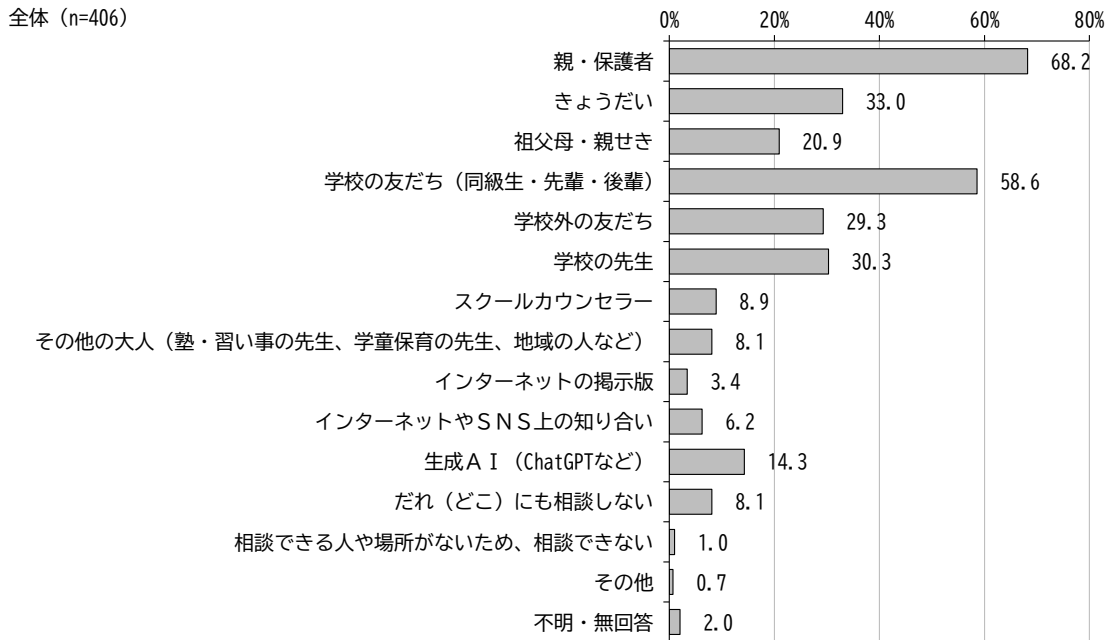
③ 自分の将来に明るい希望があると思うか

『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が 79.8%、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が 17.9%となっています。



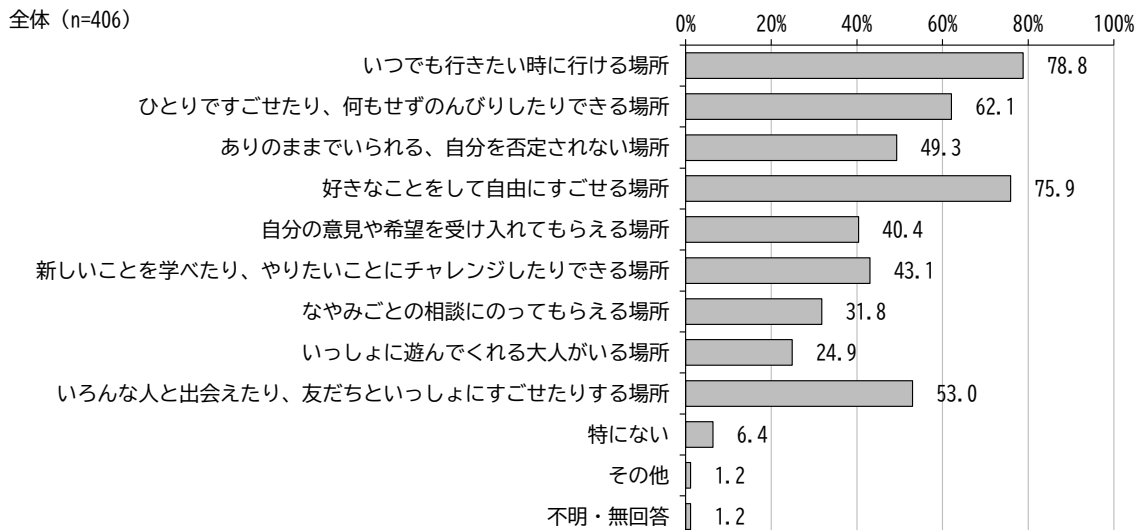
④ 悩みの相談先

「親・保護者」が 68.2%と最も高く、次いで「学校の友だち（同級生・先輩・後輩）」が 58.6%、「きょうだい」が 33.0%となっています。また、「だれ（どこ）にも相談しない」が 8.1%、「相談できる人や場所がないため、相談できない」が 1.0%となっています。



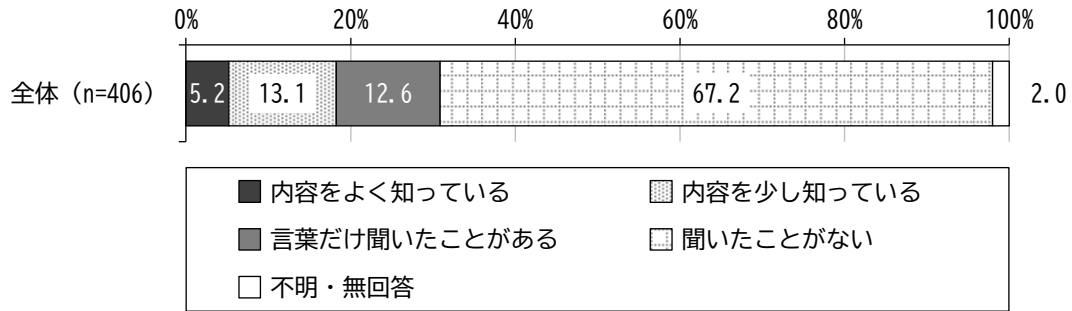
⑤ 家や学校以外で、居場所になるような場所があるとすれば、どのような場所がよいと思うか

「いつでも行きたい時に行ける場所」が 78.8%と最も高く、次いで「好きなことをして自由にすごせる場所」が 75.9%、「ひとりですごせたり、何もせずのんびりしたりできる場所」が 62.1%となっています。



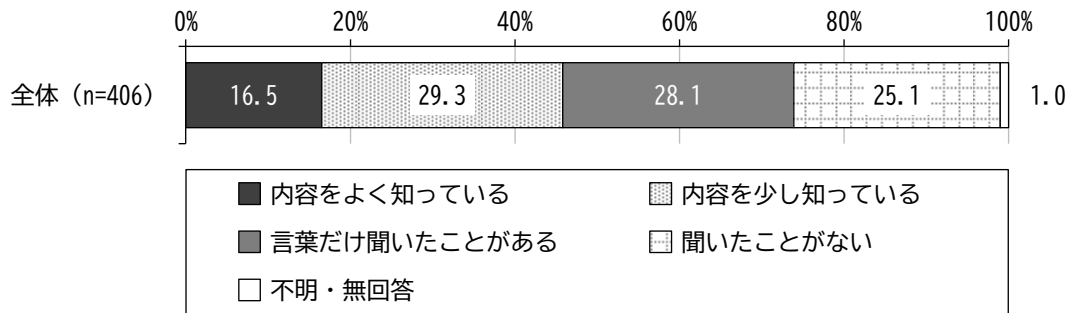
⑥ 「ヤングケアラー」の認知度

「聞いたことがない」が67.2%と最も高く、次いで「内容を少し知っている」が13.1%、「言葉だけ聞いたことがある」が12.6%となっています。



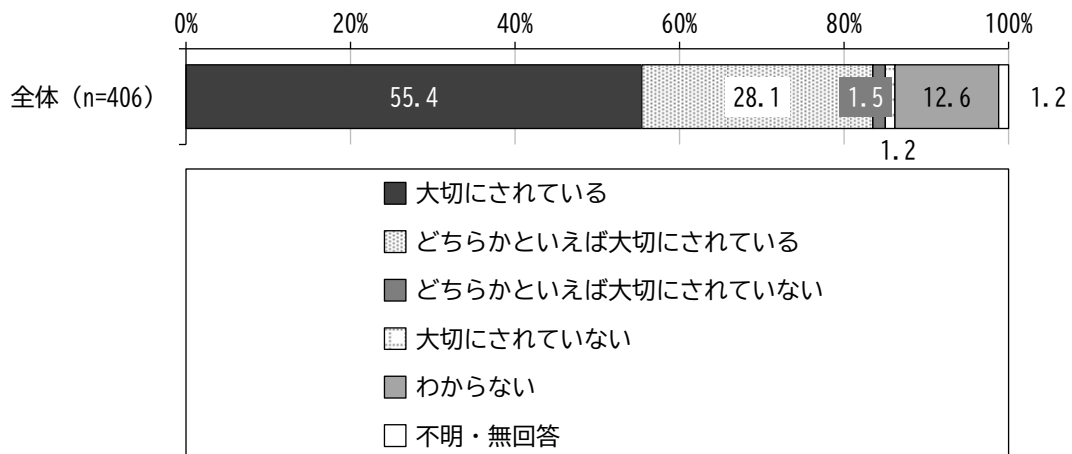
⑦ 「こどもの権利」の認知度

「内容を少し知っている」が29.3%と最も高く、次いで「言葉だけ聞いたことがある」が28.1%、「聞いたことがない」が25.1%となっています。



⑧ こどもの権利が大切にされている（尊重されている）と思うか

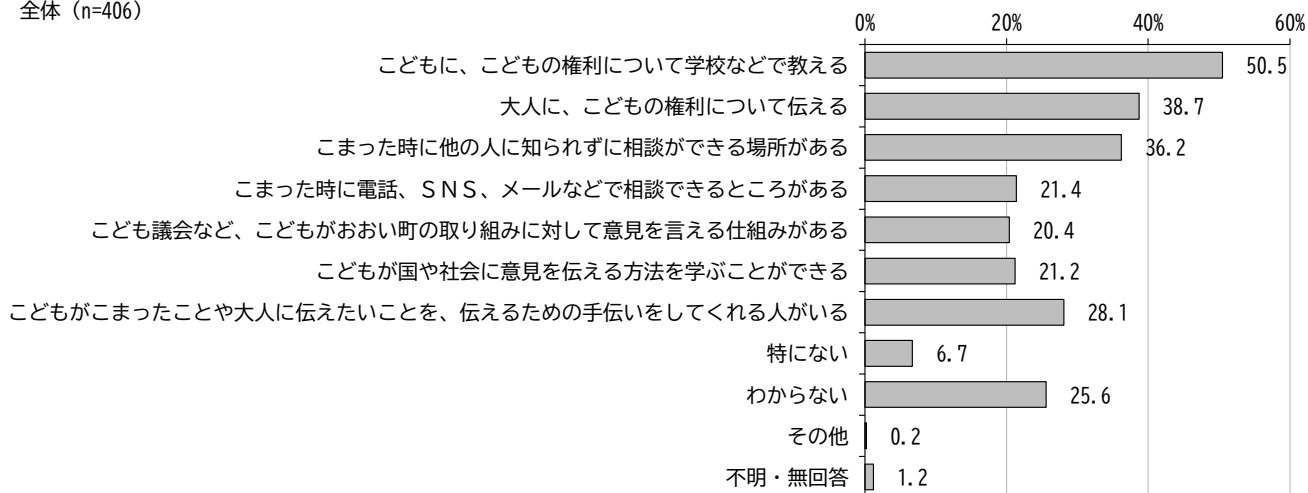
『大切にされている』（「大切にされている」と「どちらかといえば大切にされている」の合計）が83.5%、『大切にされていない』（「大切にされていない」と「どちらかといえば大切にされていない」の合計）が2.7%となっています。



⑨ こどもの権利を守るためにあるとよいと思う仕組み

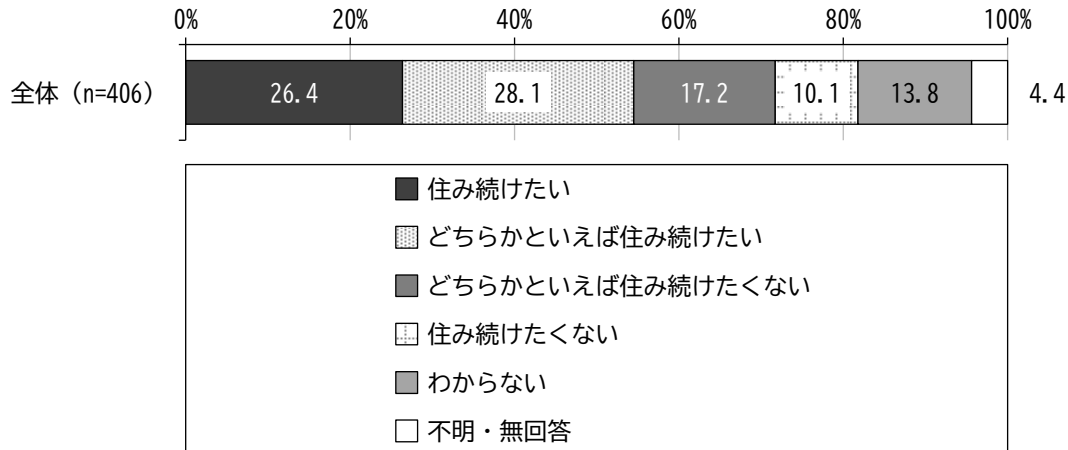
「こどもに、こどもの権利について学校などで教える」が50.5%と最も高く、次いで「大人に、こどもの権利について伝える」が38.7%、「こまった時に他の人に知られずに相談ができる場所がある」が36.2%となっています。

全体 (n=406)



⑩ おおい町に住み続けたいと思うか

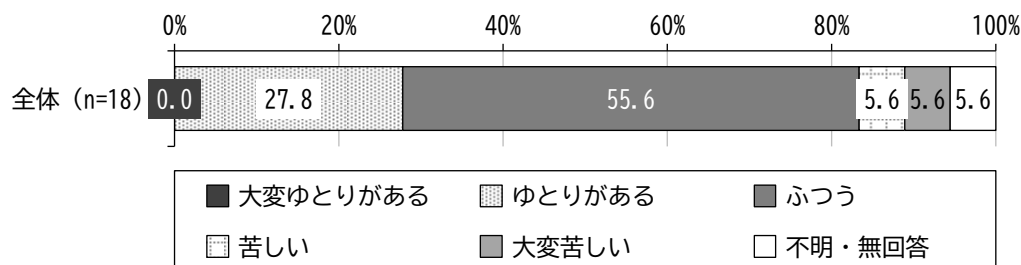
『住み続けたい』（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）が54.5%、『住み続けたくない』（「住み続けたくない」と「どちらかといえば住み続けたくない」の合計）が27.3%となっています。



(4) 県生活実態調査結果（抜粋）※参考値

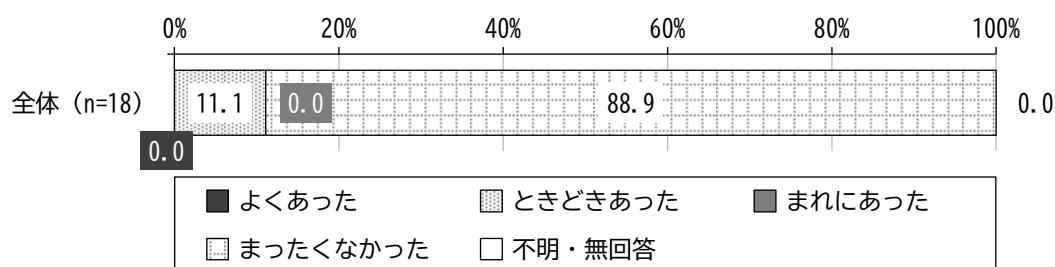
① 現在の暮らしの状況をどのように感じているか

「ふつう」が55.6%（10件）と最も高く、次いで「ゆとりがある」が27.8%（5件）となっています。「苦しい」「大変苦しい」はそれぞれ5.6%（1件）となっています。



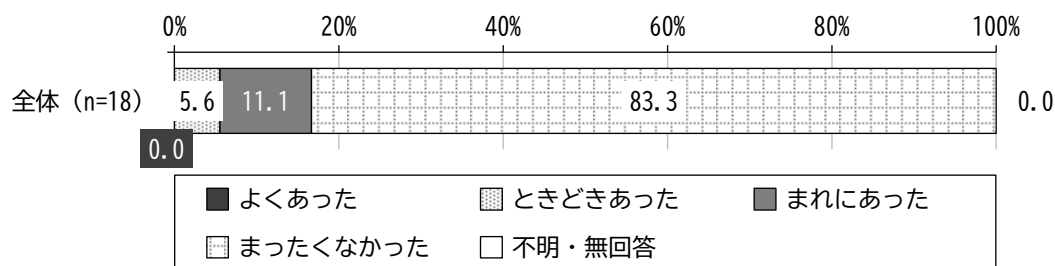
② 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったか

「まったくなかった」が88.9%（16件）と最も高く、次いで「ときどきあった」が11.1%（2件）となっています。



③ 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがあったか

「まったくなかった」が83.3%（15件）と最も高く、次いで「まれにあった」が11.1%（2件）となっています。



(5) ワークショップ結果

① ワークショップの概要

本計画の策定にあたり、町内在住のこども・若者の意見を把握するために、ワークショップを実施しました。概要は下記のとおりです。

	第1回	第2回
参加者	町内在住の10代~20代 11名	役場若手職員 8名
実施日	令和7年8月26日(火) 19:00~	令和7年9月26日(金) 13:30~
場所	SEE SEA PARK	おい町 総合町民福祉センター

② ワークショップ調査結果 (抜粋)

おい町のよいところは？



- ・山もあり、海もあり、自然が豊か。空気もきれい
- ・静かで落ち着いた雰囲気
- ・人との距離感がちょうどよい
- ・子育て支援が充実しており、こどもが遊ぶ場所が多い
- ・学業サポートの補助金等、充実している
- ・イベントをよく開催している

おい町の課題は？



- ・公共交通が不便で、車が必須
- ・町内で働く場合、働く場所が限られてくる→帰ってくる若者が少ない
- ・若者が気軽に集まれる場所や娯楽施設がない
- ・地域ごとの交流が案外少ない
- ・結婚後の支援は多くあるが、就職から結婚の間の支援があるとよい
- ・子育て支援や大学進学支援等の支援制度が色々あるが、認知度が低い
- ・イベント含む情報発信が町外向けで、町内に行き届いていない

よりよいおい町にしていくためには？



- ・「おい町で育ってよかった」と思える町にする。そのためには町の魅力の再発見や「住んでて楽しい」と思えることが重要
- ・古民家や自然など地元の資源を活かして、魅力あるまちへ
- ・若者が集まれるような場や若者向けの施設・お店があるとよい
- ・おい町の子育て支援などが充実していることやおい町のよさをもっとアピールする

3. 現状からみえる本町のこども・若者を取り巻く課題

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者の社会参画の促進

こども・若者アンケート調査結果では、「子どもの権利条約」の認知度について、「聞いたことがない」が約4割となっており、こども政策に関して行政に自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合は2割半ばとなっています。一方で、「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うこども・若者の割合は約6割、小・中学生の割合は8割台となっています。そのため、「こどもまんなか社会」の実現に向けては、「こどもの権利」についての周知を図るとともに、こども・若者の意見聴取の場を定期的に設けるなど、こども・若者の権利や意見が尊重されるような仕組みづくりや社会環境づくりを進めていくことが必要です。

さらに、こどもの居場所についても、アンケート調査やワークショップ結果からニーズがうかがえます。これらのこどもの居場所についてもこども・若者の意見を聞きながら、安心して過ごせるような場所づくりを進めていくことが重要です。

(2) こどもの将来の希望を叶えられるまちづくり

こども・若者アンケート調査結果では、若者が現在困っていることや悩んでいることについて、「お金のこと」「就職や仕事のこと」「将来のこと」が上位となっています。また、こども・若者のために、おい町に必要な取り組みについては、「若者が働ける／働きやすい場所を増やす取り組み」や「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）取り組み」が6割台となっているなど、町内企業の情報発信や就労に係る相談支援の整備、経済的困窮によって将来の選択肢が狭まることのないような支援が望まれています。

さらに、将来の結婚・子育てへの希望については、「結婚したい」が7割台半ば、「こどもを持ちたい」が5割台前半となっています。また、小・中学生調査では、おい町に住み続けたいと思う人は5割台半ば、こども・若者調査では、おい町のことが好きだと思う人は8割台半ばとなっており、おい町に住み続けたい、おい町が好きだと思っている人が多いことがうかがえます。

こども・若者が町への愛着はあるものの、自身の希望に応じた将来の選択をすることが困難な場合があることが本町の課題です。学校教育と連携したキャリア形成支援や、就労や結婚・出産等に係る支援を分野横断的に展開し、こどもの将来の希望を叶えられるまちづくりや住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進めていくことが必要です。

(3) 困難を抱えるこども・若者に対する支援

統計データからは、ひとり親世帯の数が母子世帯・父子世帯ともに平成27年に比べて増加傾向であることや不登校児童・生徒の割合が上昇傾向であることがうかがえます。こども大綱の基本的な方針においては「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」とされていることを踏まえ、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、それぞれの支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うための体制整備等が必要です。また、小・中学生調査では、ヤングケアラーについて「聞いたことがない」が6割台後半となっていることも踏まえ、これらの啓発等を通じて、関係機関と連携の下、困難を抱えるこども・若者の発見や早期支援につなげていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

明日を担う子どもや若者が夢や希望を持ち、心豊かで健やかに育つことは、社会全体の願いです。地域の宝である子どもや若者の権利・利益が最大限に尊重されるとともに、健やかに成長できる環境づくりや身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を下記のように定めます。

「基本理念」

きらきら輝く海と山 子ども・若者の幸せはぐくみ

みんなの笑顔があふれるまち おおい

2. 基本目標

基本目標1 「子どもまんなか社会」の実現に向けた支援

子ども・若者を権利の主体として尊重し、その思いや考えを大切にすまちづくりを進めるとともに、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「子どもまんなか社会」の実現を目指した取り組みを進めます。また、「子どもの権利」や「子どもまんなか社会」について、広く周知・啓発を進めます。

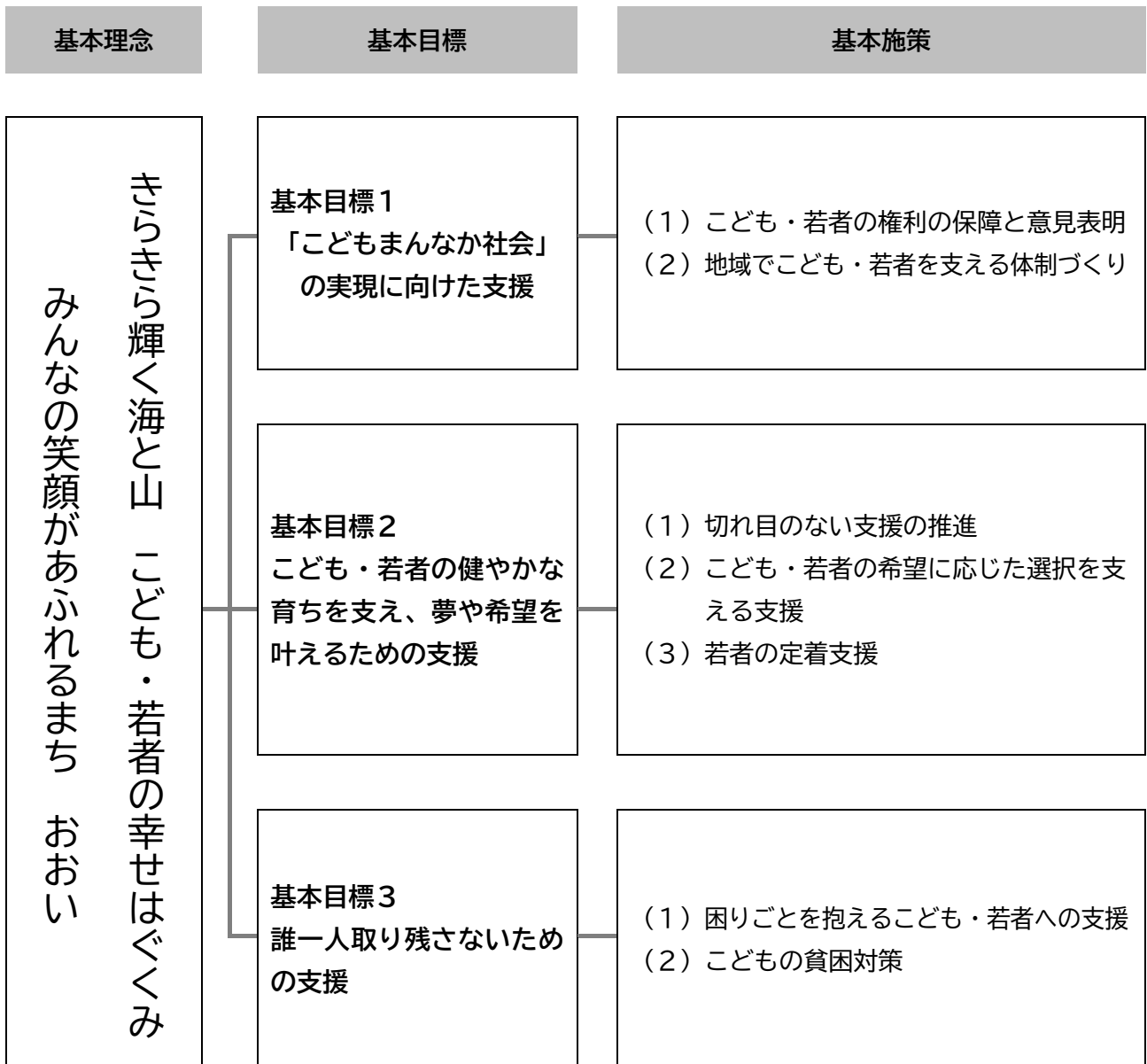
基本目標2 子ども・若者の健やかな育ちを支え、夢や希望を叶えるための支援

子ども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支援するとともに、子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、それらを叶えることができるよう、就労や結婚・出産等の各種支援を行うとともに、若者が地域で希望する生活を実現できるまちを目指します。

基本目標3 誰一人取り残さないための支援

町に住むすべての子ども・若者が困難な状況に陥ることのないよう、困りごとを抱える子ども・若者への支援体制を地域や関係団体との連携により整備し、包括的な支援体制の構築により、誰一人取り残さないまちを目指します。

3. 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた支援

(1) こども・若者の権利の保障と意見表明

こどもの権利に関する啓発を行い、こども自身や周囲の大人がこどもの権利について理解できるよう取り組みを進めます。また、こども・若者の意見を表明する機会をつくるなど、社会の一員として主体的に町政に関わる環境を整備するとともに、こども・若者の意見が尊重される社会を町全体でつくります。

施策	内容	担当課
「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会全体での意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報誌やホームページ、SNS、学校教育等のあらゆる機会を活用し、こども・若者が権利の主体であること等「こどもの権利」についての周知啓発をこどもから大人までを広く対象として行います。 ○こども家庭庁の定める「こどもまんなか児童福祉週間」について、町広報誌やホームページ、SNS等で広く発信・啓発を行います。 ○町が、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことを広く広報し、町全体における意識醸成を行います。 	住民窓口課 すこやか健康課 学校教育課 社会教育課
人権に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における人権学習や町主催の人権に関する講演会等の開催など、こどもの権利を含む人権に関する学習機会を提供し、町民の人権意識の高揚を図ります。 	社会教育課 学校教育課
こども・若者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者が自ら関わることや町政について意見を述べるような場や機会を設けます。 ○まちづくりにおいて、こども・若者の参画を広く募り、こども・若者の視点を活かした取り組みを推進します。 	すこやか健康課 まちづくり課

(2) 地域で子ども・若者を支える体制づくり

子ども・若者の意見やニーズを踏まえつつ、地域や関係機関・団体が一体となって、子ども・若者の居場所づくりを進めるとともに、総合的・包括的な支援体制の整備を図ります。

施策	内容	担当課
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な年代の子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことのできる、家庭や学校以外の第三の居場所づくりについて、地域資源等を勘察しつつ、実施します。 ○教育部門や学校現場、地域と連携し、日中の居場所を必要としている子どものための居場所づくりを進めます。 	住民窓口課 すこやか健康課 社会教育課 学校教育課
世代間・地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども園や高齢者福祉施設、公民館等を活用した交流や行事、教室等を通じて、高齢者の知恵や技能を活かした交流等、地域の伝統文化・歴史に触れる活動に取り組むとともに、世代間交流を促進します。 ○子ども・若者の意見聴取の場を活用するなどし、地域や地区を超えた子ども・若者同士の交流を促進します。 	住民窓口課 いきいき福祉課 社会教育課 学校教育課
総合的な子ども・若者支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や関係機関が一体となって子どもや若者が抱える悩みや相談に対する支援体制の整備を進めます。 ○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の育成や専門性の向上を図ります。 	住民窓口課 すこやか健康課 学校教育課

●●成果目標●●

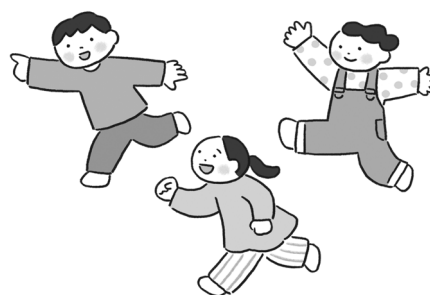
項目	現状値 (R7)	目標値(R11)
「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う 子ども・若者の割合	【若者】 62.1%	【若者】 80.0%
	【小中学生】 83.5%	【小中学生】 90.0%
子ども政策に関して意見を聴いてもらえていると考える子ども・若者の割合	27.8%	70.0%

基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを支え、 夢や希望を叶えるための支援

(1) 切れ目のない支援の推進

妊娠前から子育て期まで、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく生活していくことができるよう、保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を推進します。

施策	内容	担当課
こども・若者・子育て当事者に対する切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターの体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備や虐待対策等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。 ○保健・福祉・教育の連携を強化し、すべてのこども・若者・子育て当事者が必要な支援を適切に受けることのできる体制を整備します。 	すこやか健康課 学校教育課
プレコンセプションケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業や学校教育等を通して、発達段階に応じた正しい知識への理解を深め、プレコンセプションケア（若い世代が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと。将来の妊娠・出産の希望に関わらず性や妊娠・出産に関する正しい知識を持つこと。）の推進を図ります。 	すこやか健康課 学校教育課
こころの健康づくりと自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育において、こころの健康づくりやSOSの出し方に関する教育、命を大切にすることを教えるなど自殺予防対策を実施します。 ○学校と連携し、悩みごとや困りごとを抱えているこどもの早期発見や適切な対応等に取り組みます。 ○こころの健康に関する相談窓口や情報の発信、ゲートキーパー養成講座を開催します。 	すこやか健康課 学校教育課



(2) こども・若者の希望に応じた選択を支える支援

若者自らが望む選択をすることができ、将来に希望を持ち、思い描く人生を歩めるよう、進学・就労や結婚に関する支援、子育て環境の充実を図ります。

施策	内容	担当課
進学・就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が将来に希望を持ち、自身の希望に応じた進路を選択できるよう、進路指導やキャリア教育等を実施します。 ○高等学校等通学費助成や入学等応援給付金、進学サポート給付金の周知を強化し、進学に係る経済的負担の軽減を図ります。 ○地方創生に係る取り組みと連携し、地元就職応援事業の推進や起業支援等により、町内の雇用創出、地元就職の促進を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業所に対して多様な働き方や好事例等の情報提供を行います。 	学校教育課 まちづくり課 しごと創生室 商工観光課
結婚を希望する人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふくい婚活サポートセンター」と連携し、マッチングシステムによる出会いの提供や、各種イベントの周知を行い、結婚を希望する人への出会いの機会を創出します。 ○結婚新生活支援事業補助金・若者夫婦支援給付金や住まい支援に関する補助金の更なる利用促進を行い、新生活に伴う経済的不安の軽減を図ります。 	住民窓口課 建設課
出産を希望する人や子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療費の助成や出生祝金の交付、妊婦支援給付金、妊婦医療費助成等、出産を希望する人への支援を行います。 ○保育料の無償化や子育て支援医療費の助成等、引き続き子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。 ○本町が「子育て応援日本一」の取り組みを進めていることについて、SNS等の様々なツールや機会を活用して、町内外に積極的に発信します。 	住民窓口課 すこやか健康課 まちづくり課

(3) 若者の定着支援

町の魅力発見や移住・定住促進支援を通して、若者が本町に定着し、幸せを感じながら暮らしていける、かつ持続可能な地域づくりに向けた取り組みを推進します。

施策	内容	担当課
町の魅力の発掘・ 発信と創出	○ふるさとへの愛着や誇りを育み、住み続けたい、戻ってきたいまちづくりに向けて、町の魅力の発掘・発信を行います。 ○まちづくりアイデアコンテストや小中学生によるふるさと学習の取り組み等、町内外のアイデアを組み合わせ、町の新たな魅力を創出します。	まちづくり課 商工観光課 学校教育課
移住・定住促進支援	○関係人口の創出・拡大に向けて、「おいサポーター」の登録や地域交流を促進します。 ○各ライフステージに応じた支援パッケージをわかりやすく示し、広報・PRを強化することで、移住・定住を促進します。	まちづくり課
魅力あるまちづくりの推進	○各種イベントの実施や交流促進、町民の主体的な取り組みへの支援を行い、「このまちに住んでよかった」「住んでいて楽しい」と思ってもらえるような、若者にとって魅力のあるまちづくりを推進します。	全課

●●成果目標●●

項目	現状値 (R7)	目標値(R11)
今の自分が好きだと思うこども・若者の割合	【若者】 69.7%	【若者】 80.0%
	【小中学生】 79.1%	【小中学生】 90.0%
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合	【若者】 70.5%	【若者】 80.0%
	【小中学生】 79.8%	【小中学生】 90.0%

基本目標3 誰一人取り残さないための支援

(1) 困りごとを抱えるこども・若者への支援

様々な事情・状況により、支援が必要なこども・若者に対して、相談支援体制を整備するとともに、個々の状況に応じた支援を行います。

施策	内容	担当課
いじめ・不登校への対応	<p>○家庭、地域と学校が一体となり、温かい雰囲気の中でこどもを育てる環境づくりや、いじめの未然防止・解決に向けて取り組みます。また、おおい町いじめ等対策連絡協議会を開催し、関係機関との連携のもと、いじめ対策を推進します。</p> <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、相談支援や居場所づくりに係る取り組みを進めます。</p>	学校教育課
ひきこもりへの支援	<p>○ひきこもりの状態から早期に支援につながるよう、関係機関や相談機関等と連携し、相談支援を充実させ、状況に応じて社会的参加支援や就労支援等の必要な支援へつなぐなど、包括的なサポートを行います。</p>	すこやか健康課
ヤングケアラーへの支援	<p>○教育、福祉、医療等の関係者間の情報共有と連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見を図るとともに、各家庭の状況に応じた必要な支援につなげます。</p> <p>○ヤングケアラーについて、町広報誌やホームページ、SNS等で広く発信・啓発を行います。</p>	すこやか健康課 いきいき福祉課 学校教育課
外国につながるの あるこどもとその 家庭への支援	<p>○外国につながるのがあるこどもが、本町で健やかに成長できるように、保護者の使用可能な言語に配慮した情報提供や教育・保育の利用に向けた支援を行います。</p>	住民窓口課 学校教育課
サポートを必要とするこどもと家庭への支援	<p>○発育・発達に心配のあるこども等、サポートを必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。</p>	すこやか健康課

施策	内容	担当課
障がい児とその家庭への支援	<p>○関係制度の普及・定着に努めるとともに、疾病・出産・冠婚葬祭等の理由により、日中において監護するものがないときに、障がい者支援施設等と連携し、一時的に預かり等を提供します。また、医療的ケア児に対しては、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、相談支援等を行います。</p> <p>○広域で設置する児童発達支援センター等を中心として、障がいのあるこどもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援の充実を図ります。</p>	いきいき福祉課

(2) こどもの貧困対策

こどもの将来が生まれ育った環境や家庭の経済状況によって左右されず、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもやその家庭・保護者に対する総合的な支援を行います。

施策	内容	担当課
生活への支援	<p>○支援が必要なこどもや家庭の早期発見及び適切な支援を行うため、福祉と教育部門及び関係機関の連携のもと、取り組みを進めます。</p> <p>○対象世帯のこどもやその保護者が孤立することのないよう、各種相談支援及び家庭生活支援員派遣事業等の日常生活への支援の周知及び実施を図るとともに、地域における支え合い体制を強化します。</p> <p>○こどもや保護者の生活習慣の見直しや健康づくりを支援します。</p> <p>○こども食堂を含む、地域におけるこどもの見守り体制の強化や地域住民による取り組みを促進します。</p>	住民窓口課 すこやか健康課 学校教育課



施策	内容	担当課
教育の支援	<p>○経済的理由によって、援助が必要と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助制度等の支援を行います。</p> <p>○学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等と関係機関が連携した支援体制を強化し、困難な状況にあるこどもたちの早期発見及び適切な支援へつなげます。</p> <p>○児童館や公民館、民家等において、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行う取り組みの実施を検討します。</p>	住民窓口課 学校教育課 社会教育課
保護者への就労支援	<p>○福井県やハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談や就業支援に関する周知啓発、就労のための支援を行います。</p>	住民窓口課
経済的支援	<p>○生活困窮者や母子・父子家庭に対する経済的支援を行います。</p> <p>○保育料の無償化等、こどもの養育に係る経済的支援を行います。</p>	住民窓口課

●●成果目標●●

項目	現状値 (R 7)	目標値(R11)
自分が幸せだと思うこども・若者の割合	【若者】 89.0%	【若者】 95.0%
	【小中学生】※ 76.4%	【小中学生】 90.0%

※小中学生対象調査においては、「問 あなたは、今の自分の生活に満足していますか。」において、7点以上と回答したこどもの割合。



第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内関係課や関係機関との連携

本計画は、こども・若者に対する支援策を総合的・一体的に進めるものであるという性質上、その施策は保健、教育、福祉、雇用、まちづくり等の多様な分野にわたります。そのため、庁内関係課が連携し、各施策の総合的な推進を図るとともに、町内の関係機関や団体と連携し、町全体で取り組みを進めていくことが必要です。

2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画の適切な進行管理に向けて、PDCAの考えを踏まえた評価・検証を行っていく必要があります。そのため、毎年度庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況や各事業の実績等について把握するとともに、有識者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者、若者等から構成される「おい町こども・若者・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価を行います。

また、本計画における各取り組みは、令和7年3月に策定した「第3期おい町子ども・子育て支援事業計画」における施策・事業との整合を図りつつ、相互に関連し合いながら進められていくものであり、担当課が中心となり、それらの推進を図ります。

3. こども・若者の意見聴取

本計画の推進にあたっては、こども・若者の声を十分に聴き、それらが活かされるよう、定期的にこども・若者への意見聴取や意見表明の機会を提供し、施策への反映を行います。併せて、効果的な施策の立案・実行のため、こども・若者に対する各種調査を定期的に実施します。



資料編

1. 計画の策定経過

年月日	内容
令和7年 6月24日	令和7年度第1回こども・若者・子育て会議 ・令和6年度事業実施報告について ・第1期こども計画の概要について ・アンケート調査票について
7月16日~7月31日	こども・若者の意識に関するアンケート調査の実施
8月26日	第1回こども・若者ワークショップの実施
9月26日	第2回こども・若者ワークショップの実施
11月4日	令和7年度第2回こども・若者・子育て会議 ・こども・若者の意識に関する調査結果について ・こども計画骨子案について
12月16日	令和7年度第3回こども・若者・子育て会議 ・計画素案について
令和8年 2月20日~3月2日	パブリックコメントの実施



2. おおい町こども・若者・子育て会議設置要綱

令和7年3月1日 告示第31号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に基づき、おおい町におけるこども・若者、子育て当事者に関する施策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、おおい町こども・若者・子育て会議(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) おおい町こども計画の策定に関すること。
- (2) おおい町こども計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) おおい町子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の推進に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、福祉関係者、保育関係者、教育関係者、保護者代表、若者代表、町職員その他町長が適当と認める者の中から町長が任命又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、すこやか健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(おおい町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

- 2 おおい町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成20年おおい町告示第68号)は、廃止する。

おい町こども計画

発行年月：令和8年3月

発行・編集：おい町 すこやか健康課

〒919-2111 福井県大飯郡おい町本郷第92号51番地1

(TEL) 0770-77-1155 (FAX) 0770-77-3377



おおい町 こども計画

きらきら輝く海と山 こども・若者の幸せはぐくみ
みんなの笑顔があふれるまち おおい

令和8年3月